

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日ときは、その翌日)

◇ 告 示

自衛官の募集
保険医の登録

目 次

国民健康保険医として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による医療機関の指定

被爆者一般疾病医療機関の指定

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地収用法による事業の認定

開発行為に関する工事の完了

◇ 公安告示

◇ 公 告

警備員指導教育責任者講習の実施

鳥取県職員採用初級試験の実施

◇ 正 誤

鳥取県警察官採用試験の実施
鳥取県交通巡視員採用試験の実施
昭和六十一年七月鳥取県告示第六百三十四号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百二十五号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第一百十四条及び第一百七十七条第一項並びに第一百八条の規定に基づき、昭和六十一年度第三次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 採用する自衛官

二等陸士、二等海士及び二等空士

二 募集期間

1 男子については、昭和六十一年十月一日から同年十二月三十一日までとする。

2 女子については、昭和六十一年九月一日から同月三十日までとする。

三 試験期日

1 男子については、募集期間中の毎日とする。ただし、次に掲げる日を除く。

(一) 日曜日

(二) 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

2 女子については、昭和六十一年十月七日とする。

四 試験場の位置及び名称

(一) 男子
鳥取市鍛冶町一八一三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市見日町七〇九 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市東町三二七 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

(二) 女子

米子市両三柳二六〇三 陸上自衛隊米子駐屯地

五 採用予定月

1 男子については、募集期間中の毎月（昭和六十二年三月に学校教育

法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める高等学校を卒業する予定の者にあつては、昭和六十二年三月又は四月）とする。

2 女子については、昭和六十二年三月とする。

六 その他

1 応募資格

採用予定月の一日現在で満十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第三十八条第一項各号のいづれにも該当しないもの

2 試験科目

(一) 筆記試験（国語（作文を含む。）、社会及び数学）

(二) 身体検査

(三) 口述試験

(四) 適性検査

鳥取県告示第七百二十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
景 山 誠 二	鳥医第三、四四六号	昭和六十一年七月十六日
石 黒 清 介	鳥医第三、四四八号	昭和六十一年七月十七日
芦 田 泰 之	鳥医第三、四四九号	〃

鳥取県告示第七百二十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令

第三百六十三号) 第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
景山 誠二	鳥国医第三、四四六号	昭和六十一年七月十六日
石黒 清介	鳥国医第三、四四八号	昭和六十一年七月十七日
芦田 泰之	鳥国医第三、四四九号	〃

鳥取県告示第七百二十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所在地	指定年月日
佐野薬局	米子市上後藤一〇一五	昭和六十一年八月七日

鳥取県告示第七百二十九号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十三年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所在地	指定年月日
高見 医院	東伯郡北条町大字国坂字河原田七二〇	昭和六十一年八月十二日

鳥取県告示第七百三十号

溝口町が行う土地改良事業(農村基盤総合整備事業富江(添谷替地水路地区)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年八月二十七日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百三十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

日南町

二 事業の種類

日南町国民健康保険日南病院増改築整備事業及びこれに伴う付帯工事

三 起業地

1 収用の部分 日野郡日南町生山字塚ノ向及び字又四郎墓地内
2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
日南町役場

鳥取県告示第七百三十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年七月三十日鳥取県指令受都計三一二第六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町南二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府摂津市千里丘東五丁目一七一三三

山本忠明

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十八号

警備業法（昭和四十七年法律第十七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国公安委員会規則第二号。以下「規則」という。）第一条の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年八月二十六日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

一 実施期日

昭和六十一年九月二十九日（月）から同年十月三日（金）までの期間中、午前九時から午後五時四十分まで

二 実施場所

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎第二十一会議室

三 講習事項

- 1 警備業務実施の基本原則に関すること。
- 2 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- 3 警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- 4 警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- 5 その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

四 受講手続

1 受講申込書の受付期間

昭和六十一年八月二十九日（金）から同年九月十八日（木）まで（郵送の場合は、昭和六十一年九月十八日（木）までの消印のあるものは、有効とする。）

2 受講申込書の提出先

- (一) 県内に住所を有する者
住所地を管轄する警察署
- (二) 県外に住所を有する者
鳥取県内のいずれかの警察署

3 提出書類

- (一) 所定の様式による警備員指導教育責任者講習受講申込書 二通
- (二) 写真

縦、横各三センチメートルで、受講申込前六月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真を受講申込書の所定の欄にはり付けること。

4 受講手数料及びその納付方法

(一) 受講手数料

三万千円

(二) 納付方法

(一) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けること。この場合、消印をしないこと。

5 その他

- (一) 講習終了後に規則第三条第二項に規定する終了考査を行う。

(イ) 受験者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
 (ロ) この趣旨としてこの問いに合致せば、最寄りの警察署又は鳥取県警察本部防犯部防犯少年課（電話〇八五十一三三〇一一）にトホニホニ。

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和61年 8月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

- 1 試験の名称
昭和61年度鳥取県職員採用初級試験
- 2 試験の区分及び採用予定者数等

試験の区分	採用予定者数	第2志望可能な試験の区分
一般事務	約10名	
学校事務	約15名	警察事務
警察事務	6名	学校事務

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加す

る場合がある。

- 3 対象となる職
知事又は教育委員会の事務部局、市町村立小・中学校、警察等に勤務する行政職給料表1級の職員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額95,500円のほか諸手当が支給される。
- 5 受験資格
受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
一般事務	昭和40年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者
学校事務	昭和38年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた者
警察事務	

- 6 第1次試験
 - (1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）、適性試験（多枝選択式）及び適性検査
 - (2) 試験の期日
昭和61年10月19日（日）
 - (3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目103 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和61年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、人物試験、身体検査及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。）

昭和61年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和61年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用は、これらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和61年9月1日（月）から同月13日（土）まで。

なお、郵送による申込みは、昭和61年9月13日（土）までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、おて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和61年 8月26日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

1 試験の名称

昭和61年度鳥取県警察官採用試験

2 試験の区分及び採用予定者数

試験の区分	採用予定者数
警察官(A)	9名
警察官(B)	10名

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により増加する
場合がある。

3 対象となる職

警察に勤務する公安職給料表1級の係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として次の表に掲げる給料月額のほか諸手当が支給される。

試験の区分	給料月額
警察官(A)	124,800円
警察官(B)	107,100円

5 受験資格

受験資格は、次の表のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方

公務員となることができない者は、受験することができない。

試験の区分	受 験 資 格
警察官(A)	<p>学校教育法(昭和22年法律第28号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は当該大学若しくは学校を昭和62年8月31日までに卒業する見込みの者</p>
警察官(B)	<p>昭和34年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた男子</p>

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験(多肢選択式)、論文又は作文試験及び適性検査

(2) 試験の期日

昭和61年9月28日(日)

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目108 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和61年10月下旬に鳥取県庁本庁舎(鳥取市東町一丁目220)及び第二庁舎(鳥取市東町一丁目271)の1階掲示板にその氏名を掲示し

て発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験、身体検査、体力検査及び受験資格等調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

(2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。）

昭和61年11月中旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和61年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

試験の区分ごとに採用候補者名簿を作成し、最終合格者を得点順に記載する。採用はこれらの名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署、警察官派出所若しくは警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和61年9月1日（月）から同月13日（土）まで。

なお、郵送による申込みは、昭和61年9月13日（土）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	160センチメートル以上であること。
体重	47キログラム以上であること。
胸囲	78センチメートル以上であること。

視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.11以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁 色 力	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

職員の任用に関する規則（昭和27年12月鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、採用試験について、次のとおり公告する。

昭和61年8月26日

鳥取県人事委員長 森 本 繁 蔵

- 1 試験の名称
昭和61年度鳥取県交通巡視員採用試験
- 2 採用予定者数
1名
- 3 対象となる職
警察に勤務する行政職給料表1級の交通巡視員の職
- 4 給与
この試験に合格し、採用された者は、原則として、給料月額95,500円

のほか諸手当が支給される。

5 受験資格

昭和40年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれた女子。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目
教養試験（多枝選択式）、適性試験（多枝選択式）、適性検査及び身体検査とする。

なお、身体検査の項目及び基準は別表のとおりとする。

(2) 試験の期日

昭和61年10月19日（日）

(3) 試験の場所

鳥取市東町二丁目112 鳥取県立鳥取西高等学校
米子市錦町一丁目108 鳥取県立米子西高等学校

(4) 第1次試験合格者の発表

昭和61年11月中旬に鳥取県庁本庁舎（鳥取市東町一丁目220）及び第二庁舎（鳥取市東町一丁目271）の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

7 第2次試験

(1) 試験種目
作文試験、人物試験、身体検査（一般内科系検査）及び受験資格等

調査とし、人物試験は個別面接により、受験資格等調査は通信調査により行う。

(2) 試験の期日及び場所（受験資格等調査を除く。）

昭和61年11月下旬に鳥取市において行う。

8 最終合格者の発表

昭和61年12月上旬に鳥取県庁本庁舎及び第二庁舎の1階掲示板にその氏名を掲示して発表する。

なお、合格者には、書面で通知する。

9 採用候補者名簿及び採用方法

最終合格者は、採用候補者名簿に得点順に記載される。採用は、この名簿に基づき、提示した者の中から行われる。

10 受験手続

(1) 受験申込用紙の交付

受験申込用紙は、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県警察本部警務部警務課又は県内の各警察署において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込用紙1部に所要事項を記入の上押印し、鳥取県人事委員会事務局に提出すること。

(3) 申込受付期間及び申込受付時間

ア 申込受付期間

昭和61年9月1日（月）から同月13日（土）まで。

なお、郵送による申込みは、昭和61年9月13日（土）までの消印のあるもの限り受け付ける。

イ 申込受付時間

9時から17時まで（土曜日は12時まで）。ただし、日曜日は受け付けない。

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、鳥取県人事委員会事務局に行うこと。

(2) 受験申込用紙の請求、受験に関する問い合わせ等を郵便によつて行う場合には、70円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

別表

身体検査の項目及び基準一覧表

検査項目	基準
身長	156センチメートル以上であること。
体重	48キログラム以上であること。
視力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上であること又は裸眼視力が0.1以上で、かつ、矯正視力が1.0以上であること。
弁色力	正常であること。
聴力	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障のないこと。

正 誤

昭和六十一年七月鳥取県告示第六百三十四号（結核予防法による医療機関の指定について）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁	段	誤	正
三	上	昭和六十一年七月九日	昭和六十一年七月十四日

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円（送料を含む。）】